

令和6年9月10日

第582回 海務協議会議題

1. 同一開港における仮陸揚貨物の移動の取扱いについて
2. 本関取締部門のFAX利用見直しと他の通信手段へのご検討
3. 税関庁舎停電に伴うNACCS利用不可について
4. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

・監視部	安 部 次長
総括許可部門	小 原 統括監視官
〃	志 鳥 上席監視官

同一開港における仮陸揚貨物の移動の取扱いについて

仮陸揚貨物の横浜港内の移動について、質問がありました。過去に同様の事例で海務協議会で説明させていただいておりますが、改めて周知します。

問. 大黒ふ頭の保税地域 A に仮陸した貨物が、積載予定船の都合により、急遽陸路により一旦同一開港内の本牧ふ頭の保税地域 B に運送され、その後、積み込むことになりました。

保税地域 A から保税地域 B へは同一開港内の運送だと思うのですが、裏面運送が必要でしょうか。

答. 関税法基本通達 63-3 に保税運送の手続きを必要としない場合が明記されており、今回のケースは陸路運送であり裏面運送の手続きを必要とします。

○保税運送の手続きを要しない外国貨物

(関税法基本通達 63-3)

1. 外国貨物の移動が同一開港又は同一税関空港の中で行われる場合
2. 外国貨物の移動が同一保税地域の別棟等までの間で行われる場合
3. 外国貨物の移動が被許可者等が同一であり、かつ、同一又は隣接した敷地内に存在する別許可に係る保税地域との間で行われる場合

「開港」とは、関税法第 96 条により、港則法に基づく港の区域とされており、具体的には、港則法施行令別表第 1 に規定されています。

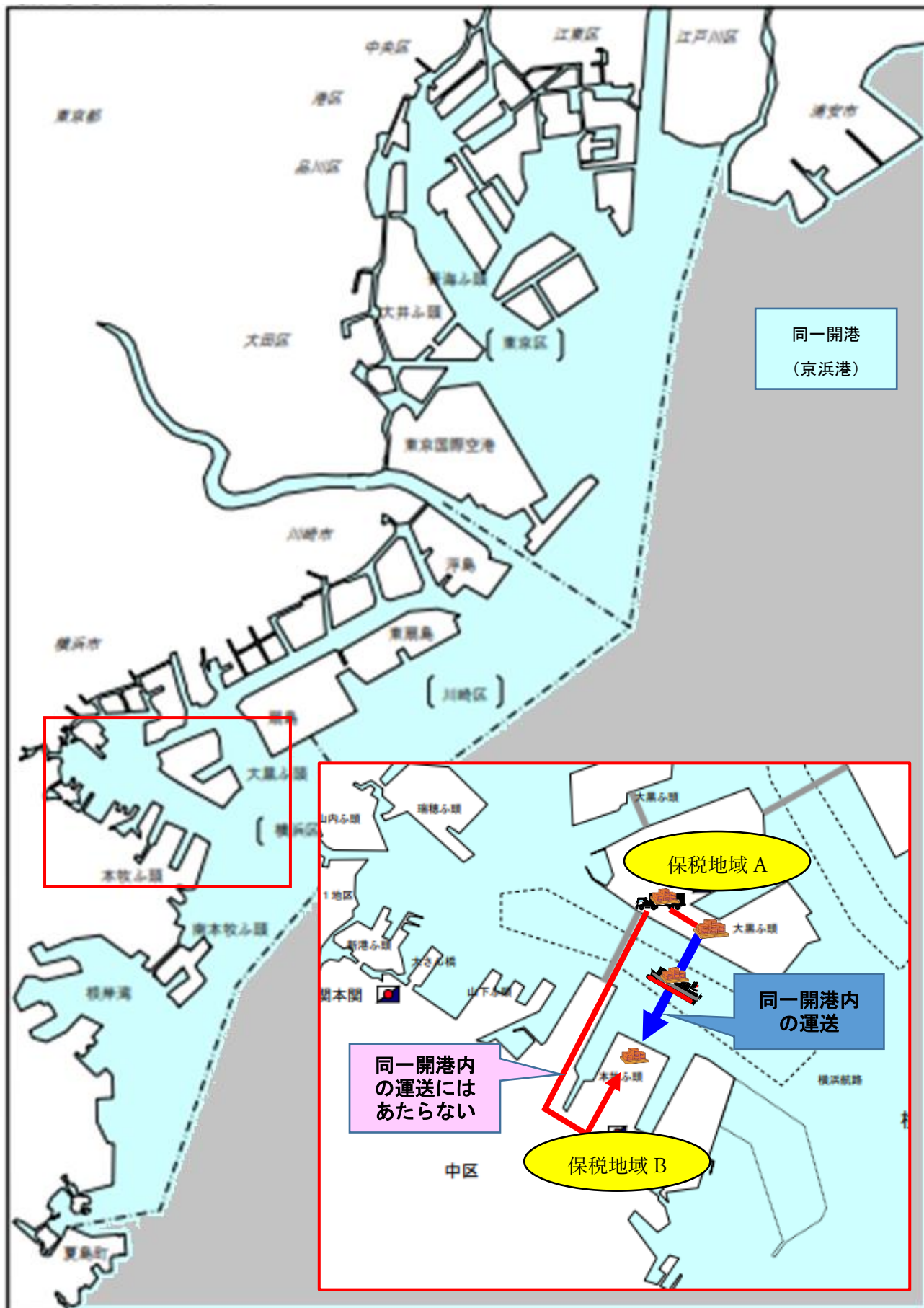
京浜港の場合、

「15 号地南信号所（北緯 35 度・・・陸岸により囲まれた海面、中川及び荒川・・・各運河水面）」

と規定されており、保税運送の手続きを要しないのは、同一港内の海面の間の運送（海路運送）と解します。

よって本件の仮陸貨物の陸路運送は取締窓口にて手続きを要することになります。

港域図



本関取締部門のFAX利用見直しと他の通信手段へのご検討

現在、税関ではデジタル化の推進に向けた取り組みを行っております。
ついては、本関取締部門のFAXの廃止を検討するにあたり、ご意見をお伺いしたい。

1.現在、FAXで提出されている場合のある業務の例

(1) 入港通報（関税法第15条第1項）

税関に対する外国貿易船に係る入港通報のFAX送信は、原則、報告期限までのNACCSでの事前情報登録及び更新をされていれば、窓口及びFAXでの提出は要しない運用としております。

(2) 積荷目録提出（関税法第15条第1項）

開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、通信設備の故障等の場合を除き、あらかじめ、船名、国籍のほか、積荷、旅客（乗船する場合）及び乗組員に関する事項を、原則、NACCSにより電子的に報告しなければならない。

（注）関税法第15条第14項において、積荷に関する事項は、NACCSによる電子的な報告から除かれているため、書面により報告することも可能。

(3) 願書、経緯報告書、各種申請に係る参考資料等の提出方法

「メールやNACCSのMSB業務により送付されたものも原本として取り扱います。押印は不要です。最終的な提出方法においてはその際に調整願いたい。原本の提出を妨げるものではない。」（2023.1.18海務協議会資料より）

（参考：FAX対応廃止済事案）入港手続きに係る船舶国籍証書の提示

コロナ禍の際、本船との接触回避の目的からFAXによる送付を一時的に認めていたが、コロナ終息後FAX対応は廃止した（2022.5.11海務協議会資料より）
→上記証書提示は、窓口での提示の他、2022.4.1より「K85」の汎用申請コードにより提出可能となっています。

2. 他手段としてのMSB業務の利用（優先）

事業者から税関(本関取締部門)へのメール機能（データ添付可）

申請先は：2A 申請部門：K

3. 他手段としてのインターネットメールの利用

提出先メールアドレス：

yok-kanshi-kichi@customs.go.jp

◇また、ご意見ございましたら、上記税関のメールアドレスまでお願いいたします。

9月30日（月）まで

税関庁舎停電に伴う **NACCS 利用不可**について

税関庁舎の停電を伴う電気設備点検を行う予定であり、これにより、

9月28日（土） 08：30～13：00の間

横浜税関監視部取締部門（官署コード：2A）

※横浜税関本関監視部で対応する川崎税関支署（官署コード：2M）の監視業務を含む
に対する NACCS 業務ができません。

大変ご迷惑をお掛けしますが、上記時間帯においては、マニュアル（窓口）での手続きお願いいたします。

なお、監視分庁舎の電話及び FAX につきましては、通信可能となります。
NACCS 掲示板においても下記のとおり掲載しております。

 [NACCS 公式ホームページへ](#)

[お問い合わせ](#) [サイトマップ](#)

[TOP](#) | [NACCSのご利用方法](#) | [申込手続（NSS）](#) | [NACCS業務仕様・関連資料](#) | [よくある問合せ](#) | [NACCS情報プラザ®](#)

[関連リンクを表示する▼](#)

【2H】【2A】【2M】税関官署のシステム利用停止について

公開日 2024年09月02日

下記税関官署では設備点検等による回線不通のため、停止期間中はNACCS業務の処理ができません。
停止期間中に下記官署に向けて業務を行う場合は、あらかじめ税関にお問い合わせください。

税関	官署	停止期間
横浜税関	大黒埠頭出張所	令和6年9月28日（土）08：30～13：00
横浜税関	監視分庁舎	令和6年9月28日（土）08：30～13：00
横浜税関	川崎税関支署 (横浜税関本関監視部で対応する監視業務のみ)	令和6年9月28日（土）08：30～13：00